

刈谷市犯罪被害者等支援条例(案)

令和 7 年 7 月 1 8 日現在

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の心に寄り添い、犯罪被害者等の権利利益の保護、受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を図るとともに、市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

この条は、本条例が規定する内容の概要と、制定の目的を定めています。

犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」といいます。）は、直接的な被害に加え、周囲の無理解や配慮に欠ける言動等による間接的な被害、いわゆる「二次被害」に苦しめられることも少なくありません。

このような状況のもと、平成 1 6 年に犯罪被害者等基本法（平成 1 6 年法律第 1 6 1 号。以下「法」といいます。）が制定され、犯罪被害者等に対する支援等に関し、国、地方公共団体及び国民の責務が明記されました。

本条例は、法に定める目的や理念を実現するために、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにし、支援の基本となる事項を定め、その規定に基づいて、犯罪被害者等への支援を計画的に総合的に実施することにより、「犯罪被害者等の心に寄り添い、犯罪被害者等の権利利益の保護、受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を図ること」、「市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」を目的として規定しています。

【参考】

犯罪被害者等基本法

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総

合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

(2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。

(3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、加害者及びその関係者の不誠実な言動、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

(4) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。

(5) 関係機関等 国、県、その他の地方公共団体、警察、犯罪被害者等の支援を行う団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

【解説】

この条は、本条例における主な用語の意義を定めています。

(1)「犯罪等」の定義を規定しています。

法において、「犯罪等」とは「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」と定義されていることから、本市の条例においてもこれに基づいています。

「犯罪」とは、殺人、強盗、放火、強制性交、傷害等、刑法その他の刑罰法規の規定により、刑罰を科せられる行為をいいます。

また、「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、刑罰を科せられる行為ではないが、それに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為をいい、例えば、以下のような行為が該当します。

ア 「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）」に規定されているつきまとい等で、反復しない程度のものであっても、身体的安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為をいい、具体的には、特定の人に対して、つきまと

い、見張りをするなど、不安を抱かせること をいいます。

イ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）」に規定されている「身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」をいい、具体的には、人格を否定するような暴言などの精神的暴力等をいいます。

ウ 「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）」に規定されている「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食」等をいい、具体的には、適切な食事を与えず、子どもの健康・安全への配慮を怠ることをいいます。

（2）「犯罪被害者等」とは、法における定義を踏まえ、「犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族」とします。

（3）二次被害について、具体的な事例を用いて定義しました。犯罪被害者等は、当該犯罪の加害者から受ける直接的な被害（一次被害）のほか、第三者からの行為による二次被害を受ける恐れがあります。

（4）再被害と二次被害とが混同されないよう、明確に規定しました。同じ加害者から複数回にわたって受ける被害（DV、ストーカー行為など）は再被害です。

（5）関係機関等とは、国、県及び他の市町村、警察、犯罪被害者等支援を行う公共的団体（弁護士会、医師会、臨床心理士会、社会福祉協議会、保護司会などが考えられます。）、民間支援団体など、犯罪被害等支援に関係する全ての機関・団体等をいいます。

【参考】

犯罪被害者等基本法

（定義）

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから、再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、社会において孤立することなく、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、二次被害及び再被害を生じさせることのないよう配慮するとともに、市、市民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

【解説】

この条は、犯罪被害者等を支援するための基本理念を、法の基本理念に基づき規定しています。

1 個人の尊厳は、憲法に規定されています。すべての人が人間として尊く厳かな存在ですが、犯罪被害者等はその尊厳を著しく損なわれており、その尊厳を取り戻すために、市の施策は犯罪被害者等の尊厳を最大限に尊重し、その尊厳にふさわしい処遇を保障するものでなければなりません。

2 犯罪被害者等への支援は、時間の経過や生活環境、支援の効果などにより必要な支援内容が変化することが考えられます。犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまで、犯罪被害者等が置かれている状況や事情はじめ具体的状況に応じて、必要かつ有効な支援を、適切に途切れることなく継続的に提供することを明確にしています。

3 犯罪被害者等への支援の過程において、二次被害や再被害が発生しないよう、十分に配慮するとともに、市、市民、事業者及び関係機関等が連携及び協力することとしています。

【参考】

犯罪被害者等基本法

（基本理念）

第三条　すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2　犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3　犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等の支援に必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

【解説】

この条は、基本理念を受けて、市の責務を規定するものです。犯罪被害者等が必要とする支援は多岐にわたることから、市は、犯罪被害者等を支援するために必要な施策を策定し、及び実施することを明記しています。

なお、法第5条にも「地方公共団体の責務」が定められています。

【参考】

犯罪被害者等基本法

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するように努めなければならない。

2 市民は、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

この条は、基本理念を受けて、市民の責務を規定するものです。

法第6条で定める「国民の責務」の趣旨を踏まえ、より具体的に市民等に求めることを示したものです。

「市民等」とは、市内に住所を有する者、通勤又は通学する者、又は滞在している、本市に生活拠点等があるものを指します。

1 犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、二次被害により大きな精神的苦痛等を受け、被害からの回復が遅れることも少なくありません。地域社会を構成する住民一人一人が犯罪被害者等の二次被害や孤立の防止、被害からの回復、生活再建の担い手となることができるよう、市民には、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性などについて理解すること、二次被害が生じることがないよう配慮することが期待されています。

2 社会全体で犯罪被害者等を支えるため、市が実施する犯罪被害者等支援に協力することを明記しています。

【参考】

犯罪被害者等基本法

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するように努めなければならない。

2 事業者は、その雇用する犯罪被害者等の就労及び勤務に十分配慮するよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

この条は、基本理念を受けて、事業者の責務を規定するものです。

事業者とは、市内で事業活動を行う法人又は個人を指します。

1 事業者は、事業活動の中で犯罪被害者等と接する場合や、従業員等が犯罪被害者等となった場合に、二次被害が生じることのないよう十分な配慮が必要です。加えて、従業員等を対象とした、犯罪被害者等に対する理解を深めるための啓発活動や研修の実施については、事業者の理解と協力が不可欠となります。

2 犯罪被害者等が犯罪被害による直接的な心身への影響や通院、捜査や裁判手続きへの対応をはじめとするさまざまな事情によって仕事を休まざるを得ない場合、職場の理解と協力、配慮が求められます。加えて、被害に遭う前と同じように働くことができるよう、事業者には職務内容や勤務体制など職場環境の整備に特段の配慮が必要となります。

3 市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めることを、事業者の責務として明確にしています。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項の相談及び情報の提供等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

【解説】

この条は、犯罪被害者等支援に関する窓口の設置と情報提供等について定めています。

法第11条で定める「相談及び情報の提供等」の趣旨を踏まえた規定です。

市の総合窓口をくらし安心課に設置し、庁内の各相談窓口と連携して対応します。

また、愛知県では、令和7年4月から県が中核となる多機関ワンストップサービスを構築し、「犯罪被害者等支援コーディネーター」を配置しています。本市も本サービス体制に参画し、警察や関係機関と密接に連携し、連絡調整を行うことで、被害者等の負担を軽減しながら相談に応じるとともに、犯罪被害者等が望まれる情報の提供や助言を行います。

【参考】

犯罪被害者等基本法

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減等)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言、支援金の支給その他の必要な支援を行うものとする。

【解説】

この条は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を目的とした施策について、定めています。

法第13条で定める「給付金の支給に係る制度の充実等」の趣旨を踏まえた規定です。

犯罪被害者等への経済的支援としては、国（警察庁）の「犯罪被害給付制度」や、愛知県の「犯罪被害者等見舞金」があります。

本市においても、犯罪被害等の発生後にできるだけ速やかな経済的な支援を行うため「(仮称)犯罪被害者等支援金制度」を創設し、支援金を支給します。支援金の支給に必要な事項は市長が別途定めます。

【参考】

犯罪被害者等基本法

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた被害の回復又は軽減)

第9条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の心身に受けた被害を回復し、又は軽減することができるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な支援を行うものとする。

【解説】

この条は、犯罪被害者等が心身に受けた被害を回復又は軽減されるために必要な支援を行うことを規定しています。

法第14条で定める「保健医療サービス及び福祉サービスの提供」の趣旨を踏まえた規定です。

犯罪等により、犯罪被害者等が急性ストレス障害、心的外傷後ストレス障害、うつ病など心身への深刻な影響を受けることで、社会生活機能が阻害される可能性もあることから、犯罪被害者等の状況に応じて必要とされる保健医療・福祉サービスを適切に提供し、心身への損害の回復を図るものです。

【参考】

犯罪被害者等基本法

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生活再建の支援)

第 10 条 市は、犯罪被害者等の日常生活及び社会生活の再建を図るため、居住支援、就労支援その他必要な支援を行うものとする。

【解説】

この条は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活の再建を図るために、居住や就労のほか、必要な支援を行うことを規定しています。

法第 16 条で定める「居住の安定」、法第 17 条で定める「雇用の安定」、の趣旨を踏まえた規定です。

居住支援は、犯罪被害者等がこれまで住んでいた住居に居住することが困難となった場合や、加害者が犯罪被害者等の住居を認知していることで、再被害が想定される場合などに、一時的に市営住宅に入居できるよう配慮します。

就労支援は、事業者が職場環境の整備改善を図ることにより、犯罪被害者等が職を失うことがないように、事業者に対して情報提供や啓発を行うとともに、犯罪等の被害により職を失った犯罪被害者が就労するための支援を関係機関等と連携して行います。

その他、犯罪被害者等の置かれている状況に応じて、必要な支援を行います。

【参考】

犯罪被害者等基本法

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第 11 条 市は、市民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、二次被害の発生防止の重要性その他犯罪被害者等の支援に関する事項について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

【解説】

この条は、犯罪被害者等支援について、機運醸成につながる市民や事業者への理解の増進を図ることを規定しています。

法第 20 条で定める「国民の理解の増進」の趣旨を踏まえた規定です。

市は、市民だよりやホームページへの掲載、SNS 発信、犯罪被害者等支援パネル展などの広報啓発を通して、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の平穏な生活への配慮の重要性等について市民や事業者の理解を深め、犯罪被害者等を支援していく気運の醸成を図ります。

【参考】

犯罪被害者等基本法

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第 12 条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言その他の犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するために必要な施策を実施するものとする。

【解説】

この条は、犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するため、市が必要な施策を講じることを規定しています。

犯罪被害者等の相談に応じ、適切な支援を行うためには、支援に資する様々な制度に関する知識に加え、犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための知識・技能が求められることから、また、支援従事者が、自らの言動により犯罪被害者等に二次被害を与えることのないようにするために、研修など人材育成に関する施策の実施について定めるものです。

(意見の反映)

第 13 条 市は、犯罪被害者等支援に関する施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を把握し、市の施策に反映させるよう努めるものとする。

【解説】

この条は、犯罪被害者等支援における施策に、犯罪被害者等の意見を反映させることについて、規定しています。

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等の置かれている状況に応じて講じられるべきであり、そのニーズを正確に把握し、犯罪被害者等の視点に立って策定、実施される必要があります。

なお、地方公共団体における意見の反映については、法第 23 条に定められています。

【参考】

犯罪被害者等基本法

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第 14 条 市は、犯罪被害者等の支援における個人情報の保護の重要性を認識し、
犯罪被害者等に係る個人情報を適切に管理するものとする。

【解説】

この条は、犯罪被害者等にかかる個人情報の適切な管理について規定しています。

個人情報の適切な管理とは、支援時に把握した犯罪被害者等に係る個人情報が流出しないように管理すること、支援従事者に対し適切な情報管理を促すこと等をいいます。

犯罪被害者等支援に必要な施策は多岐にわたるため、施策を担当する各部局において、個人情報を適切に管理する必要があります。

(支援を行わないことができる場合)

第 15 条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

【解説】

この条は、支援を行わないことができることについて、規定しています。

本市が、犯罪被害者等に対する支援を開始する前及び既に支援を行っている場合を問わず、社会通念上支援を行うことが適切ではないと認められる場合は、支援を行わないものとします。

犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合とは、犯罪被害者等によって、加害者に対して、当該犯罪を教唆（他人をそそのかして、犯罪実行の決意を生じさせる行為）し、又は、ほう助（実行行為以外の行為で、正犯の実行行為を容易にする行為）が行われた場合を想定しています。

「社会通念上適切でないと認められるとき」とは、犯罪被害者等自身が刈谷市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団に属しているとき又は同条第 2 号に規定する暴力団員等であるとき等が想定されます。

【参考】

刈谷市暴力団排除条例

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

この条は、この条例に規定されている事項のほかに、施行に必要な事項がある場合、市長が別に定めることを規定したものです。